

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について

(平成 28 年度 東部環境工場)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設である東部環境工場の維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(可燃ごみ)の量 規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分	月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計	
焼却量	1号炉	t	-	3,444.93	7,606.66	8,326.40	7,669.09	8,815.21	5,576.17	-	6,664.16	8,386.96	8,080.27	7,666.55	72,236.40
	2号炉	t	4,327.85	7,737.09	7,825.67	7,981.77	7,887.41	2,910.83	-	7,900.70	9,070.31	5,045.61	-	7,419.45	68,106.69
合計焼却量	t	4,327.85	11,182.02	15,432.33	16,308.17	15,556.50	11,726.04	5,576.17	7,900.70	15,734.47	13,432.57	8,080.27	15,086.00	140,343.09	

2. 焼却室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値) 規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

項目	月単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度平均値
焼却室中の燃焼ガス温度 1	1号炉	-	909	897	886	911	932	931	-	930	923	929	912	916
	2号炉	916	923	886	870	902	920	-	963	973	954	-	932	924
集じん器に流入する燃焼ガス温度 2	1号炉	-	171	171	172	171	172	172	-	171	171	171	170	171
	2号炉	171	169	169	169	169	169	-	170	170	169	-	168	169
排ガス中のCO濃度 3	1号炉	ppm	-	10	8	9	4	5	6	-	13	7	8	8
	2号炉	ppm	3	3	2	4	2	3	-	4	2	3	-	3
備考		連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定

- 1 別紙フロー図上のにて測定
- 2 別紙フロー図上のにて測定
- 3 別紙フロー図上のにて測定

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 規則 第4条の5第1項第2号 ヌ 関係

項目	1号炉	2号炉
冷却設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。
排ガス処理設備	工場稼働中は自動で行われます。	工場稼働中は自動で行われます。

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉						2号炉					
			1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
排ガスを採取した年月日			平成28年5月25日		平成28年9月14日		平成29年1月18日			平成28年7月13日		平成28年11月30日		平成29年3月9日
結果が得られた年月日			平成28年6月8日		平成28年9月28日		平成29年1月27日			平成28年7月28日		平成28年12月16日		平成29年3月17日
ばいじん濃度 4	0.08以下	g/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.01未満		0.01未満		0.02未満			0.01未満		0.01未満		0.01未満
塩化水素濃度 4	700以下	mg/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	28		29		280			12		4		6
	****	ppm	17		17		160			6		2		3
窒素酸化物濃度 4	250以下	ppm	94		100		110			90		130		76
硫黄酸化物濃度 4	K値14.5で測定される排出基準	m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	134.75		136.15		144.71			146.75		140.97		140.40
		m <sup>3</sup> <sub>N</sub> /h	1.25		4.09		2.65			1.29		2.56		0.27
	測定値	ppm	23		74		36			18		38		4

4 別紙フロー図上のにて測定

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区分	法規制値	単位	1号炉		2号炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			平成28年9月21日		平成28年12月14日	
結果が得られた年月日			平成28年10月24日		平成29年1月16日	
排ガス中のダイオキシン類濃度 4	1.0以下	ng TEQ/m <sup>3</sup> <sub>N</sub>	0.0034		0.034	
					0.035	
						0.027

4 別紙フロー図上のにて測定

【検査項目等の説明】

- ・ばいじん濃度 : 物の焼却とともに発生する。このうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子をいう。
- ・塩化水素濃度 : 塩化ビニール樹脂等の燃焼の際に発生し、刺激臭を有する無色の気体である。自然界では火山活動等で発生する。
- ・窒素酸化物濃度 : 石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多様である。
- ・硫黄酸化物濃度 : 石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。天然には、火山温泉等に存在する。
- ・ダイオキシン類 : 塩素、酸素、炭素、水素の存在下で、ものが燃焼するときに発生する有機化合物である。ごみ焼却、タバコの煙、自動車の排気ガス、野焼きのほか様々な発生源から副生成物として発生する。また、ダイオキシン類は、自然界でも発生することがあり、例えば、森林火災、火山活動等でも生じるといわれている。